

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象者の要件)

第3条 条例第1条の2第1項の規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定める程度の障害の状態とする。

2 条例第1条の2第1項第5号の規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令に係る被害者である児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(所得制限の額)

第4条 条例第2条第2項第7号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 父、母又は養育者（次号に掲げる養育者を除く。） 令第2条の4第2項の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める額
- (2) 次に掲げる児童の養育者 令第2条の4第7項の表の上欄に掲げる扶養親族等又は児童の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（扶養親族等及び児童がないときは、2,360,000円）
 - ア 父又は母が死亡した児童であつて、母若しくは父が死亡したもの又は母若しくは父の生死が明らかでないもの
 - イ 父又は母の生死が明らかでない児童であつて、母若しくは父が死亡したもの又は母若しくは父の生死が明らかでないもの

ウ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童であつて、母若しくは父が死亡したもの又は母若しくは父の生死が明らかでないもの

エ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

オ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

カ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

(3) 前2号に掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（父又は母の扶養義務者にあつては当該父又は母と生計を同じくする者に限り、養育者の扶養義務者にあつては当該養育者の生計を維持する者に限る。以下「扶養義務者」という。） 令第2条の4第8項の表の上欄に掲げる扶養親族等の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（扶養親族等がないときは、2,360,000円）

（所得の範囲）

第5条 条例第2条第2項第7号の所得は、第9条第1項の規定による申請の日の属する年の前年（当該申請の日の属する月が1月から9月までの場合にあつては、前々年）における令第3条第1項に規定する所得とする。

（所得の額の計算方法）

第6条 条例第2条第2項第7号の所得の額の計算方法については、令第4条の規定の例による。

2 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後の期間（以下この項及び次項において「特定控除期間」という。）に災害による損失の金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額をいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、その合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えたときは、第1項の規定の適用については、当該超えた金額を、その所得の額から控除する。

(1) その所得の額から控除すべき雑損控除額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となつた損失の金額のうち災害による損失の金額があるとき その金額の合計額又は次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額のいずれか高い額

ア 特定控除期間の災害関連支出の金額（地方税法第314条の2第1項第1号イに規定する災害関連支出の金額をいう。以下この項において同じ。）が50,000円以下であるとき（災害関連支出の金額がない場合を含む。次号アにおいて同じ。） 次号アに定める金額

イ 特定控除期間の災害関連支出の金額が50,000円を超えるとき 次号イに定める金額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 特定控除期間の災害関連支出の金額が50,000円以下であるとき その所得の額の10分の1に相当する金額

イ 特定控除期間の災害関連支出の金額が50,000円を超えるとき 特定控除期間の損失の金額の合計額から災害関連支出の金額から50,000円を控除した金額を控除した金額又はアに定める金額のいずれか低い金額

3 特定控除期間に対象者に係る医療費(地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費をいう。)を支払った場合において、その合計額がその所得の額の100分の5に相当する額又は100,000円のうちいずれか低い額を超えたときは、第1項の規定の適用については、当該超えた金額(その所得の額から控除すべき対象者が受けた医療に係る医療費控除額があるときは、当該超えた金額から当該医療費控除額を控除した額)を、その所得の額から控除する。ただし、その所得の額から控除する額は、2,000,000円(その所得の額から控除すべき医療費控除額があるときは、2,000,000円から当該医療費控除額を控除した額)を限度とする。

(社会保険各法)

第7条 条例第3条の規則で定める社会保険に関する法律は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(一部自己負担額)

第8条 対象者が病院、診療所又は訪問看護ステーション(以下「医療機関」という。)において医療を受けた場合においては、当該医療に係る条例第3条に規定する規則で定める一部自己負担額(以下「一部自己負担額」という。)は、医療機関ごとに、1日につき500円とする。

2 対象者が同一の月に同一の医療機関において2日を超えて医療を受けた場合においては、当該2日を超える日に受けた医療に係る一部自己負担額は、生じないものとする。

3 対象者が同一の月に同一の病院又は診療所において歯科診療及び歯科診療以外の医療を受けた場合における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の医療をそれぞれ別の病院又は診療所において受けたものとみなす。

4 対象者が同一の月に同一の病院又は診療所において入院及び入院以外の医療を受けた場合にお

ける第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の医療をそれぞれ別の病院又は診療所において受けたものとみなす。

5 前各項の規定により算出した一部自己負担額を対象者ごとに合計した額が同一の月において2,500円を超える場合においては、当該2,500円を超える部分に係る一部自己負担額は、生じないものとする。

6 対象者が薬局において医療を受けた場合においては、当該医療に係る一部自己負担額は、生じないものとする。

(医療証の交付の申請等)

第9条 条例の適用を受けようとする者は、その理由を記載したひとり親家庭医療証交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条に規定する医療証は、別記様式とする。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。ただし、同日までに条例第2条第1項に規定する対象者の要件を満たさなくなる者については、当該要件を満たさなくなる日の前日とする。

(医療証の更新の申請等)

第10条 医療証の更新を受けようとする者は、毎年市長が定める期間内に、ひとり親家庭医療証更新申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、相当と認めるときは、医療証を交付する。

(医療証の再交付の申請等)

第11条 医療証の再交付を受けようとする者は、その理由を記載したひとり親家庭医療証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 医療証を破損した場合の前項の申請書には、当該医療証を添付しなければならない。

3 医療証の再交付を受けた者は、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。ただし、その医療証に記載された有効期間の末日より後の日に発見した場合にあつては、返還することを要しない。

4 医療証の再交付があつたときは、破損し、又は紛失した医療証は、無効とする。

(助成の方法の特例)

第12条 条例第8条第1項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 受給者が受けた医療について、受給者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若

しくは加入者が一部自己負担額を超える額の医療費を医療機関又は薬局に支払ったとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 条例第8条第1項ただし書又は第2項の規定による医療費の助成を受けようとする受給者は、その理由を記載したひとり親家庭医療費支給申請書及び口座振替依頼書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による受給者に係る療養の給付に要する費用の額若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給額を証する書類（市が国民健康保険法の規定による保険者である場合を除く。）又は社会保険各法の規定による受給者に係る療養の給付に要する費用の額若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給額を証する書類

(2) 受給者が医療機関又は薬局に支払った受給者に係る医療費の額を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(届出事項)

第13条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 世帯の状況

(2) 加入医療保険の内容

(3) ひとり親等の所得の状況

(4) その他受給資格に関する事項

2 受給者は、氏名、住所又は前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、ひとり親家庭医療費受給資格変更届に医療証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 受給者は、その資格を喪失したときは、速やかに、その理由を記載したひとり親家庭医療費受給資格喪失届に医療証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給者の氏名若しくは住所又は第1項各号に掲げる事項の変更の内容について公簿等により確認することができるときは、前2項の規定による届出を省略させることができる。

(第三者の行為による被害の届出)

第14条 第三者の行為による傷病に対し医療費の助成を受けた受給者は、その事実、第三者の氏名

及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第15条 市長は、この規則の規定による申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（申請書等の様式）

第16条 この規則に規定する申請書等の様式は、児童部長が定める。

（委任）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第14号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年8月18日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 有効期間の初日が昭和55年10月1日から同年10月31日までの医療証に係るこの規則による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第3項の規定の適用については、同項中「毎年10月31日」とあるのは、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。

3 改正後の規則第4条第4項ただし書の規定にかかわらず、収容が昭和55年11月1日以後なお継続する者に係る医療券の有効期限は、収容の終了する日とする。

附 則（昭和56年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年8月26日規則第31号）

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月1日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月28日規則第5号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第24号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月17日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成7年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年9月13日規則第45号）

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年10月11日規則第40号）

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成11年1月26日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 （省略）

3 第1条の規定による改正前の吹田市身体障害者及び精神薄弱者福祉年金支給条例施行規則、第6条の規定による改正前の吹田市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、第10条

の規定による改正前の吹田市精神薄弱者福祉法施行細則、第12条の規定による改正前の吹田市ホームヘルプサービス事業実施規則及び第14条の規定による改正前の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、それぞれ第1条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者福祉年金支給条例施行規則、第6条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、第8条の規定による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、第10条の規定による改正後の吹田市知的障害者福祉法施行細則、第12条の規定による改正後の吹田市ホームヘルプサービス事業実施規則及び第14条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙とみなし、平成12年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月3日規則第50号）

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日規則第46号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成16年11月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 施行日に既に提出されている第1条の規定による改正前の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙（施行日以後に受ける医療に係るものに限る。）は、新規則の様式により作成した用紙とみなす。

附 則（平成18年3月20日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様

式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成18年6月30日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第3条の2及び第7条の規定並びに第2条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第2条の5及び第6条の規定は、平成18年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月2日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙とみなし、平成21年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成24年4月2日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（吹田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 吹田市老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年吹田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

(以下省略)

附 則 (平成28年 3 月31日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則及び第 2 条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年10月26日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条の規定は、平成29年 3 月 1 日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行により対象者でなくなる者に対して平成28年11月 1 日から平成29年 2 月28日までの間に交付する医療証の有効期限は、この規則による改正前の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条第 5 項本文の規定にかかわらず、同日とする。

附 則 (平成30年 3 月30日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成30年 4 月 1 日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年 3 月29日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成30年11月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第37号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式による医療証で、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、令和5年10月31日までの間、この規則による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式による医療証とみなす。

別記様式（第9条関係）

（表）

この証は、大塚庁以外では使えません。

ひとり親家庭医療		区 療 証	
父母又は 養育者	住 所	大塚庁大田市	
	フリガナ 氏 名	-----	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
発行機関名 及び 印	大塚庁 大田市農 印		
交付年月日	年 月 日		

受 給 者	公費負担者 番 号	-----
	父 母 又 は 養 育 者 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
受 給 者	公費負担者 番 号	-----
	父 母 又 は 養 育 者 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至

（裏）

受 給 者	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
受 給 者	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----
	児 童 名	----- 年 月 日至
	受給者番号	-----